

令和 3 年度 水戸市介護サービス事業者集団指導

# 令和 3 年度 実地指導における指摘事項

(令和 3 年 4 月～12 月末)

令和 4 年 3 月 7 日 (月), 11 日 (金)

水戸市福祉部福祉指導課

指導第 2 係

○ 令和3年度（4月～12月）の実地指導の概要

サービス種別	実地指導件数
訪問介護	17
訪問入浴介護	1
訪問看護	9
通所介護	13
短期入所生活介護	8
特定施設入居者生活介護	1
福祉用具貸与	7
特定福祉用具販売	7
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
夜間対応型訪問介護	1
地域密着型通所介護	24
小規模多機能型居宅介護	3
看護小規模多機能型居宅介護	2
認知症対応型共同生活介護	2
居宅介護支援	17
介護老人福祉施設	7
計	120

○ 本書の読み方

- (1) 「サービス種別」の欄については、令和3年4月～12月の実地指導において実際に指摘したサービスのみ掲載しています。記載がないサービス事業所においても、関係法令及び市ホームページに掲載の自己点検シートを確認し、少なくとも1年に1度は事業運営状況や介護給付費算定要件を自主的に点検してください。

(2) サービス種別の略称は、以下のとおりです。

訪問入浴	：訪問入浴介護	夜間対応型	：夜間対応型訪問介護
訪問看護	：訪問看護	地域通所	：地域密着型通所介護
訪リハ	：訪問リハビリテーション	小多機	：小規模多機能型居宅介護
短期入所	：短期入所生活介護	看多機	：看護小規模多機能型居宅介護
特定施設	：特定施設入居者生活介護	GH	：認知症対応型共同生活介護
貸与	：福祉用具貸与	居宅	：居宅介護支援
販売	：特定福祉用具販売	老福	：介護老人福祉施設
定期巡回	：定期巡回・随時対応型訪問介護看護		

(3) **減算対象**は、抵触した場合に報酬減算の対象となる項目に表記しています。

(4) 本資料において特に説明のない場合は、指定介護予防を含みます。

## 1 運営基準について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	サービス種別
運営規程	1	運営規程に「苦情の処理手順及び窓口」の項目が記載されていませんでした。	運営規程に「苦情の処理手順及び窓口」の項目を記載してください。また、運営規程を変更した際は、市に事業所変更届を提出してください。	訪問介護，訪問看護，短期入所，貸与，販売
	2	運営規程に「入退所の基準」の項目が記載されていませんでした。	運営規程に「入退所の基準」の項目を記載してください。また、運営規程を変更した際は、市に事業所変更届を提出してください。	短期入所
	3	運営規程に「サービスの利用に当たっての留意事項」の項目が記載されていませんでした。	運営規程に「サービスの利用に当たっての留意事項」の項目を追加してください。 また、運営規程を変更した際は、市に事業所変更届を提出してください。	通所，短期入所
内容及び手続の説明及び同意	4	重要事項説明書に「事故発生時の対応」の項目が記載されていませんでした。	重要事項説明書に「事故発生時の対応」の項目を記載してください。	訪問介護，訪問看護，通所，老福，地域通所
	5	重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」の項目が記載されていませんでした。	重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」の項目を記載してください。	訪問介護，通所，老福，地域通所，小多機
	6	居宅サービス計画の作成に当たって行うべき利用者への説明のうち、口頭による説明は行われていましたが、文書の交付による説明までは行われていない事例がありました。	居宅サービス計画の作成に当たっては、次の事項について説明するとともに、文書を交付した上で理解を得られるようにしてください。 ① 利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能であること ② 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること	居宅

			<p>【令和3年度から追加】</p> <p>③ 作成したケアプランにおける訪問介護，通所介護，地域密着型通所介護，福祉用具貸与の各サービスの割合（前6月間）</p> <p>④ 作成したケアプランに位置付けた訪問介護，通所介護，地域密着型通所介護，福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち，同一事業所によって提供されたものの割合（前6月間，上位3位まで）</p> <p style="text-align: right;"><b>減算対象</b></p>	
日常生活に要する費用	7	利用料金の徴収において、「日用品費」として，利用者から1日単位で一律に費用を徴収していました。	日用品費については，利用者個人又は家族等の選択により提供されるものに係る費用であり，その費用の内訳を明らかにした上で，実費の範囲内で徴収してください。	GH
勤務体制の確保等	8	研修を受講していましたが，その記録が適正に保管されておらず，研修を受講していない従業者への周知も不十分でした。	研修を受講した際は，内容のまとめや資料を保管する等，適正に記録を残し，研修を受講していない従業者に周知し，資質向上に努めてください。	通所
サービスの提供記録	9	サービス提供の記録が，漫然かつ画一的なものになっていました。	サービスの提供に当たっては，個々の利用者に応じて作成された通所介護計画に基づき，常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ，相談援助等の生活指導，機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供し，記録してください。	通所
非常災害対策	10	計画に基づいた必要な避難等の訓練が行われていませんでした。	事業所の立地等から起こり得る非常災害に対処するため，夜間，停電，通信手段の途絶等の状況を踏まえた具体的計画を立て，従業者に周知し，定期的に避難訓練及び計画の見直しを行ってください。	通所
	11	事業所内に非常災害に備えた食料，水，燃料，防災機材等の備蓄がありませんでした。	非常災害に備え食料，水，燃料，防災機材等を備蓄してください。	通所

秘密保持等	12	従業者又は従業者であったものが正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じていることが確認できない従業者がいました。	利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨に従業者の雇用時に取り決める等、従業者又は従業者であったものが正当な理由なく、業務上知り得たこれらの秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じてください。	貸与、販売、通所、地域通所
地域との連携等	13	外部評価を実施はしていましたが、結果を公表していませんでした。	外部評価については、その結果を公表してください。	GH
記録の整備	14	文書の提出若しくは提示の求め又は帳簿書類の提出若しくは提示の命令若しくは帳簿書類の検査に対し、遅滞なく応じることができる場所に保管していませんでした。	文書、帳簿書類については、検査に遅滞なく応じることができる場所に保管してください。	通所

## 2 人員基準について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	サービス種別
従業者の員数	15	生活相談員が、事業所のサービス提供時間の中で、配置されていない日がありました。	生活相談員は、事業所のサービス提供日ごとに、サービス提供時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数を、サービス提供時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数配置してください。	地域通所
	16	常勤のサービス提供責任者が介護保険外のサービスに従事しており、訪問介護事業所としての常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしていない事例がありました。	常勤のサービス提供責任者は、常勤の訪問介護員等のうち専ら指定訪問介護に従事するものをもって充ててください。	訪問介護
	17	看護職員が、事業所のサービス提供時間の中で、配置されていない日がありました。	専ら事業所のサービス提供に当たる看護職員は、単位ごとに1以上必要です。 <b>減算対象</b>	通所
勤務体制の確保等	18	月ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数等が確認できる書類の作成に当たり、併設施設等に勤務した時間と明確に区分されていませんでした。	月ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数等が確認できる書類の作成に当たっては、併設施設等に勤務した時間と分け、それぞれに従事した時間数を記載してください。	通所、訪問介護

			また、法人の役員であっても、人員基準上で必要な職種に従事している場合は、出勤日及び勤務時間が確認できる書類を整備し、保存してください。	
記録の整備	19	勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できる書類の作成に当たり、看護職兼機能訓練指導員として勤務していた従業者について、看護職としての勤務時間と機能訓練指導員としての勤務時間を分けずに作成していました。	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の作成に当たっては、1人の従業者が、同一日に時間を分けて複数の職種に従事した場合は、職種ごとに従事した時間数を記載してください	通所
	20	タイムカードと勤務形態一覧表の間で整合性がとれない部分がありました。	正確に記録してください。	訪問看護
	21	資格証の写しが確認できない従業者がいました。	事業者において、業務に必要な資格等が確認できる書類を保存してください。	訪問看護

### 3 居宅サービス計画等について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	サービス種別
個別サービス計画	22	個別サービス計画についての説明、同意及び交付がサービス提供前に実施されていない事例がありました。 また、個別サービス計画書が確認できない事例がありました。	通所介護計画は、居宅サービス計画書に沿って作成し、サービス提供前に利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者から同意を得てください。 また、説明者及び同意日を必ず記載してください。	通所，地域通所
	23	個別サービス計画を作成する際、利用者の心身状況を把握した根拠となる情報が記録に残されていませんでした。	個別サービス計画は、居宅サービス計画書の内容に沿って、個別サービス事業者として、情報収集を行った上で利用者の心身状況の把握、課題抽出及び課題解決のための目標・サービス内容の設定を行い、作成してください。 なお、情報収集は初回のみではなく、計画の更新、変更時にも行い、情報収集した際は、記録に残してください。	通所，地域通所，訪問介護，貸与，販売

			また、個別サービス計画を更新する際は、サービスの実施状況や目標に対する評価を実施し、利用者又は家族に説明を行ってください。	
	24	提供するサービス内容に変更が生じた際に、個別サービス計画の変更がされていませんでした。	提供するサービス内容に変更が生じたときには、居宅サービス計画書に沿って個別サービス計画の変更を行ってください。	地域通所
	25	個別サービス計画について、計画作成時に目標の期間が設定されていませんでした。	個別サービス計画の作成に当たっては、目標の期間を設定してください。	地域通所
	26	個別サービス計画における目標期間の終了時に目標達成の評価が実施されていませんでした。	個別サービス計画における目標期間が終了したときには、目標達成の評価を実施してください。	地域通所
	27	訪問介護計画の作成後、サービス提供責任者が当該訪問介護計画の実施状況の把握（モニタリング）をしたことが明確に確認できない事例がありました。	サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、定期的にモニタリングを実施し、実施日や内容を訪問介護計画書等に記録するなど、モニタリングを実施したことが明確に確認できるようにしてください。	訪問介護
	28	訪問看護計画書について、作成者の氏名が記載されていない事例がありました。	訪問看護計画書の作成者を記載してください。	訪問看護
宿泊サービス計画	29	宿泊サービス計画書について、サービスの利用開始前に作成されていない利用者や、計画に対する同意を得られていない事例がありました。	宿泊サービスを提供するに当たっては、開始する前に宿泊サービス計画書を作成し、利用者の同意を得てください。	地域通所
施設サービス計画	30	施設サービス計画の作成に係る一連の業務を実施していることは確認できましたが、支援経過に記載されるべき項目が記載されていませんでした。	施設サービス計画の作成に係る一連の業務実施に加え、入所者及び家族へ説明し、同意を得て交付したこと等について、支援経過等に過不足なく明確に記録してください。	老福



ケアプラン	31	利用者に対するサービスの提供に関する記録のうち、アセスメントの結果の記録が整備されていない事例がありました。	左記について、今後は明確に記録に残してください。また、アセスメント及びモニタリングを実施したことについて、支援経過にも過不足なく明確に記録してください。	居宅
	32	利用者に対するサービスの提供に関する記録のうち、サービス担当者会議の記録が整備されていない事例がありました。	左記について、今後は明確に記録に残してください。また、アセスメント及びモニタリングの実施及び面接場所並びにプランを交付したことについて、支援経過等に過不足なく明確に記録してください。	居宅
	33	モニタリングを実施したことが支援経過に記載されていませんでした。	支援経過には、アセスメント・サービス担当者会議・モニタリング等を実施したことや、その面接場所、内容など、ケアマネジャーとして実施した業務について明確に過不足なく記載してください。	居宅

#### 4 報酬・加算について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	サービス種別
報酬	34	通所介護費の算定について、サービス提供の記録により確認された回数と異なる回数で介護報酬を算定している事例がありました。	実地指導時に確認された事例について、自己点検を行い、誤って算定していた利用者については、速やかに過誤調整を行ってください。	通所, 地域通所
	35	定期巡回事業所と連携した訪問看護費の請求方法について、月額報酬で算定すべき利用者について、日割り計算による算定している事例がありました。	事業所として自己点検を行い、必要に応じて過誤申し立てを行ってください。	訪問看護
入浴介助加算	36	入浴介助加算の算定について、サービス提供の記録から確認された回数と異なる回数で介護報酬を算定している事例がありました。	実地指導時に確認された事例について、自己点検を行い、誤って算定していた利用者については、速やかに過誤調整を行ってください。 また、入浴介助加算の算定に当たっては、サービス提供の記録に、算定根拠となる利用者に対する入浴介助の内容等を記載してください。	通所

	37	入浴介助加算の算定について、入浴を中止したと記録されている利用者について算定していた事例がありました。	入浴介助加算の算定について、入浴を中止した場合の算定は認められません。 つきましては、事業所として自己点検を行い、必要に応じて過誤申し立てを行ってください。	通所
初回加算	38	初回加算の算定について、要件を満たさない月に算定している事例がありました。	事業所として自己点検を行い、必要に応じて過誤申し立てを行ってください。	訪問看護
個別機能訓練加算	39	個別機能訓練計画の目標が長期間同じ目標となっていました。	個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう、利用者の居宅を訪問した上で個別機能訓練計画を作成する必要があります。その後は、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又はその家族に対して訓練の内容と計画の進捗状況等を説明し、訓練の内容の見直しを行ってください。	通所
	40	個別機能訓練計画に同意を得たことが確認できない事例がありました。	個別機能訓練計画の内容については、利用者又はその家族に分かりやすく説明を行い、同意を得てください。その際、個別機能訓練計画の写しを交付してください。	通所、地域通所
	41	個別機能訓練加算の算定について、個別機能訓練に関する記録が明確に記載されていませんでした。	個別機能訓練に関する記録は、実施時間、実施内容及び担当者等が明確にわかるように記載してください。	通所
特定事業所集中減算	42	特定事業所集中減算の算定について、最も紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合が80%を超えるサービスがあるにもかかわらず、「居宅介護支援における特定事業所集中減算チェックシート」を市に提出していませんでした。	判定した割合が80%を超えるサービスがあった場合には、正当な理由がある場合においても、市が当該理由の適否を判断する必要があることから、今後は適切な時期にチェックシートを市に提出してください。 また、未提出のチェックシートについては、速やかに市に提出してください。 <b>減算対象</b>	居宅
認知症加算	43	認知症加算（Ⅱ）を算定すべき利用者について認知症加算（Ⅰ）を算定していました。	事業所として自己点検を行い、必要に応じて過誤申し立てを行ってください。	小多機